



平成 25 年 9 月 4 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行
 (コード：7733、東証第 1 部)
問合せ先 広報・I R 部長 百武 鉄雄
 (TEL. 03-3340-2111(代))

英国重大不正捜査局（S F O）による当社及び当社子会社の訴追について

当社及び当社子会社は、平成 23 年 11 月 8 日付適時開示「過去の損失計上先送りに関するお知らせ」で公表いたしました過去の損失計上先送りに関連して、英国重大不正捜査局（Serious Fraud Office（S F O））による調査を受けており、これまで当該調査に全面的に協力してまいりました。かかる調査が完了したことから、英国重大不正捜査局は、英国 2006 年会社法（Companies Act 2006）第 501 条違反の嫌疑により当社及び当社子会社である Gyrus Group Limited（以下「ジャイラス社」といいます。）を訴追し、当社は、本年 9 月 3 日付で、英国重大不正捜査局から出頭要請を受領いたしましたのでお知らせいたします。

英国 2006 年会社法第 501 条は、英国法人の決算に関連して当該法人の監査人に対して虚偽や誤解を与える説明を行うことを処罰するものです。当社及びジャイラス社に対する被疑事実は、ジャイラス社の 2009 年度及び 2010 年度決算関連書類における会計監査人に対する説明が、重要な点において誤解を生じさせるもの又は虚偽のものであり、これが英国 2006 年会社法第 501 条違反の罪を構成するというものであります。

本件につきましては、今後、英国治安判事裁判所（Magistrates' Court）での公判期日を経た後、更なる手続のために英国刑事法院（Crown Court）に送致される見込みであります。

現時点では、裁判の結果並びに当社及びジャイラス社が有罪とされた場合に科されうる罰金額の水準を見積もることが困難であるため、本件が当社グループの当期以降の業績に与える影響は不明であります。今後の英国における手続の進展に伴い業績への影響が明らかとなった場合には、速やかに開示いたします。

以 上